はじめに

食は生きていく上で欠かせないものですが、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加等心身の健康上の課題などの様々な問題に加え、食の安全の問題や海外依存、情報の氾濫などの問題が生じてきています。このような状況の中で、平成17年に食育基本法が成立し、翌年食育推進基本計画が策定されました。これを受けて京都府では、平成19年1月、京都府食育推進計画を策定し、平成22年度を目標年度として10の数値目標を掲げ、様々な団体と連携して取組を進めてきました。しかし、近年の状況を見ると、食を取り巻く問題はさらに多様化・複雑化する中で、個人の食生活に大きな改善は見られず、生活習慣病が増加しているのが現状です。

(新たな京都府食育推進計画策定の趣旨と計画期間)

そこで、残された課題と新たな課題を踏まえ、京都府における食育推進の方向性と、 その取組の全体像を示し、それぞれの主体の役割を明確にしながら、引き続き府民み んなで食育を推進するため、新たに平成23年度から平成27年度までを計画期間とする 「第2次 京都府食育推進計画」を策定し、様々な施策に取り組むことといたしまし た。

食育とは(食育基本法より)

- ・ 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎 となるべきもの
- ・ 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択 する力を習得し、健全な食生活を実践することができる 人間を育てること